

朝霞市森林環境整備基金条例（案）の概要

総務部財政課

1 趣旨

国から交付された森林環境譲与税を、森林整備及びその促進に関する事業の財源に充てるため、朝霞市森林環境整備基金を設けることとし、基金の管理及び処分に関し必要な事項について条例で定める。

2 内容

(1) 積立て

一般会計歳入における森林環境譲与税を原資とし、基金への積立てを行う。

(2) 取崩し（処分）

森林整備及びその促進に関する事業の財源とする場合に取崩しを行い、当該経費の財源に充当する。

(3) 管理

森林整備及びその促進に関する事業へ基金から繰り入れを行った結果、基金に残高が発生した場合には、翌年度以降、計画的に活用するための財源として管理することとする。

(4) 公表

当該年度の受入（積立て）状況及び取崩し状況について、市ホームページ等で公表を行う。

3 根拠法令

地方自治法第241条

4 施行日

令和7年4月1日

5 県内市の状況

40市中34市が制定済み

議案第 号

朝霞市森林環境整備基金条例（案）

（設置）

第 1 条 森林の整備及びその促進に関する事業の財源に充てるため、朝霞市森林環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金の原資は、森林環境譲与税をもって充てる。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 月 日提出

朝霞市長 富岡 勝則